

春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、春日部市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する一般競争入札及び指名競争入札への参加の停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 代表役員等 次に掲げる者をいう。

ア 有資格業者である個人

イ 有資格業者である法人の代表権を有する役員

ウ 有資格業者である個人又は法人の代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（専務取締役以上）

エ 有資格業者である個人又は法人の実質的経営者として業務全般を統括していると認められる者

(2) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者で、代表役員等以外の者をいう。

(3) 使用人 有資格業者の一般従業員で、代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。

(4) 共同企業体 複数企業が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。

2 前項第1号から第3号までの地位は、措置要件に該当する行為を行った時点の肩書とする。

(入札参加停止)

第3条 市長は、有資格業者、その使用人又は下請負人がした行為が別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、春日部市建設工事等入札審査委員会又は春日部市物品売買等入札審査委員会に諮り、別表各号に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、入札参加停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する契約において、別表第2第3号又は第4号の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人、又は有資格業者である法人の役員若しくはそ

の使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、当該有資格業者である個人若しくはその使用人、又は当該有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が役員等となっている他の有資格業者についても同様に入札参加停止を行うことができる。

3 市が発注する契約に関し、別表第2第5号の措置要件に該当し、入札参加停止を受けた有資格業者の使用人等（有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人をいう。）が、当該入札参加停止期間中又は入札参加停止期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、この要綱の適用について当初から別表第2第4号の措置要件に該当し、入札参加停止を措置されたものとみなす。

4 市長が入札参加停止の措置を行ったときは、契約のため指名を行うに際し、当該入札参加停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該入札参加停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する入札参加停止）

第4条 市長は、前条第1項の規定により入札参加停止の措置を行う場合において、当該入札参加停止について、責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加停止の措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項若しくは第2項又は前2項の規定による入札参加停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者に対して行う入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止の措置を行うものとする。

（入札参加停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が1つの事案により別表各号の措置要件の2つ以上に該当したときは、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止の期間の短期は、当該措置要件について別表に規定する短期の2倍の期間とする。ただし、当初の入札参加停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 別表第2の第1号から第4号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の第1号から第4号の措置要件の一に該当することとなったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、別表第1の各号又は別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件に係る入札参加停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1の各号又は別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 春日部市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成24年3月30日制定）の別表第1の各号の措置要件に係る入札参加除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2の各号（第5号を除く。）の措置要件のいずれかに該当することとなったとき。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、別表各号、前2項及び第4条の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときには、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
 - 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該長期2倍の期間（当該長期の2倍が36月を超える場合は36月）まで延長することができる。
 - 5 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で入札参加停止の期間を変更することができる。
 - 6 市長は、別表第2第3号の措置要件に係る入札参加停止期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前項の規定を準用し入札参加停止期間を変更した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、さらに入札参加停止を行うことができる。
 - 7 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の

各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号イ又は第4号イに該当したとき。
- (2) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第3号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。
- (5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（入札参加停止の通知）

第7条 市長は、入札参加停止の措置を行った場合は、入札参加停止の決定について（通知）（様式第1号）、入札参加停止期間の変更を行った場合は、入札参加停止期間の変更について（通知）（様式第2号）、入札参加停止の解除を行った場合は、入札参加停止の解除について（通知）（様式第3号）により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が市の発注した契約に関するもので必要があると認めるきは、改善措置の報告を徴することができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、入札参加停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。
ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第9条 市長は、契約について、入札参加停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(警告)

第10条 市長は、別表第3に掲げる措置要件の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(報告)

第11条 市長は、第3条第2項の措置を行おうとする場合で必要があると認めるきは、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第4号により報告させることができるものとする。

(入札参加停止の公表)

第12条 市長は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により入札参加停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱の廃止)

2 春日部市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成28年1月13日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第3条関係）

春日部市内において起こした事故等に対する措置基準

区 分	措 置 要 件	期 間
虚偽記載	1 市の発注する契約（以下「市契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
粗雑工事	2 市契約の履行に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）	当該認定をした日から 2月以上9月以内
	3 市内における建設工事等で市契約以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上5月以内
契約違反	4 第2号に掲げる場合のほか、市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2月以上6月以内
公衆損害事故	5 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内
	6 市内における契約で市契約以外のもの（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内
関係者事故	7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上6月以内
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適当であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上3月以内

別表第 2（第 3 条関係）

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措 置 要 件	期 間
贈 賄	1 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等	6 月以上 2 4 月以内
	イ 一般役員等	4 月以上 2 4 月以内
	ウ 使用人	3 月以上 2 4 月以内
	2 次のア、イ又はウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 代表役員等	4 月以上 1 8 月以内
独 占 禁 止 法 違 反 行 為	イ 一般役員等	3 月以上 1 8 月以内
	ウ 使用人	2 月以上 1 8 月以内
	3 次の場合において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から
公 契 約 関 係 競 売 等 妨 害 又 は	ア 市契約等	1 2 月以上 3 6 月以内
	イ 上記以外の業務	4 月以上 1 8 月以内
	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 市契約等	1 2 月以上 3 6 月以内
	イ 上記以外の業務	4 月以上 1 8 月以内

談合	5 市契約に関し、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行ったとき。	当該告発を行った日から 1 2 月
建設業法違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 市契約 イ 上記以外の場合	当該認定をした日から 3 月以上1 2 月以内 1 月以上1 2 月以内
不正又は不誠実行為	7 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、外国人の不法就労、その他不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上1 2 月以内
	8 別表第1各号及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等又は一般役員等が傷害罪、詐欺罪、公職選挙法（昭和25年法律第100号）違反等の禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 月以上9 月以内
報告義務違反	9 市発注の建設工事の契約において、受注者が暴力団等の不当介入を受けた場合の発注者への報告義務に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上2 月以内
度重なる警告	10 別表第3各号に該当したことにより、第10条の警告を3年間に2回以上受け、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 別表第3第2号に該当する行為が含まれる場合 イ 上記以外の場合	当該認定をした日から 2 月以上4 月以内 1 月以上3 月以内

別表第 3（第 10 条関係）

措 置 要 件
1 別表第 1 各号及び別表第 2 第 1 号から第 9 号までの措置要件に該当するが、入札参加停止措置を行わない場合において、必要があると認められるとき。
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行ったとき。
3 市契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適当であると認められるとき。
4 市発注工事等の完了検査において、工事成績点が 62 点未満のとき。
5 落札候補者となった者が、期限内に入札参加資格書類を提出しないとき、又は落札候補者が入札参加資格確認のために入札執行者が行う指示に従わないとき。